

平成 2 0 年第一回都議会定例会

監 査 委 員 報 告

平成 2 0 年 2 月 2 0 日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、報告申し上げます。

昨年は、新たな公会計制度に基づく東京都財務諸表がはじめて作成され、都の行財政にとって節目となる年でありました。また、監査委員が4名から5名へ増員され、監査機能の一層の充実強化を図りました。

ご承知のとおり、監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することにあります。この1年間は、665か所で監査を実施し、問題点の指摘は279件、不経済支出等の合計は約10億2千万円であります。

それでは、監査結果の報告に入ります。

監査委員は、定例監査、行政監査、工事監査、財政援助団体等監査、決算審査、住民監査請求など多岐にわたる監査を実施しておりますが、まず定例監査から報告いたします。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。本庁のすべての部と事業所の約半数、計462か所を対象としました。都の事務、事業が適正に行われているかを監査し、今回はさらに、リース契約について重点的に監査を行いました。

リース契約は、情報システムや業務用機器等の調達手段として広く行われていますが、リース料の積算に当たって、本来リース物件価格に含めるべきでないインターネット接続料や保守料などの経費を含めて算出するなど、積算が適切でない事例が多く見受けられました。過大積算額の合計は、約3億3千万円になります。

このほかに、身体障害者更生施設の利用率を向上させ、待機者の解消を図ることや、漏水に伴う修理工事を、より経済的な方法で行うことなどを指摘しました。

また、定例監査の一環として、新たに作成された東京都財務諸表が、東京都会計基準に準拠しているか検証しました。

監査の結果、都民にわかりやすい財務諸表の表示や、固定資産の計上に係るシステム運用の改善について、今後の検討を要望しました。

この財務諸表は、地方公共団体における複式簿記・発生主義会計導入のリーディングケースであるとともに、都の行財政運営を改革するための手段として大きな可能性を持つものであり、高く評価するものであります。今後、都庁全体において、財務諸表を活用した資産の有効活用や、事業運営の見直しが着実に推進されることを期待します。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、都の特定の事務や事業を対象として、経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として行う監査であります。今回は、公共交通機関の整備・運営と、指定管理者制度による公の施設の管理の2点について監査を実施しました。

公共交通機関については、今回初めて、新たな公会計制度の財務諸表を活用した監査を実施しました。株式会社ゆりかもめと多摩都市モノレール株式会社はいずれも、都が駅舎や走行路等の躯体部分を建設し、保有しております。この、都が保有する資産について財務諸表を作成し、会社の財務諸表と連結して分析しました。

その結果、会社単体の財務諸表で経営状況を見た場合、多摩都市モノレールには課題が多く、ゆりかもめには大きな課題は認められなかったのに対し、都の保有部分を連結すると、逆にゆりかもめの方が、多摩都市モノレールよりも厳しい経営状況に置かれていることが、初めて明らかになりました。このことから、事業別財務諸表から得られるストック情報などを活用して、会社に対して適切に経営指導を行っていくことを求めました。

次に、指定管理者制度による公の施設の管理についてであります。指定管理者制度は、公の施設の管理運営に広く民間のノウハウを活用する

ことで、都民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした制度であり、平成18年度から本格的に導入されました。

監査の結果、制度導入前から長年にわたり受託していた同一の法人が、そのまま指定管理者となっている場合が多く、業務内容が包括的、抽象的となっている事例が見受けられたことから、管理業務の内容、範囲、水準を精査し、明確にするよう求めました。また、指定管理者が事業計画どおりに事業を実施しているかを所管局が適切に把握し、内容を検証することなどを求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、100万円以上の工事を対象として、その約1割、1,835件について実施しました。

監査結果の事例を挙げますと、設備工事で使用する電線やケーブル等を、環境負荷のより少ない、ハロゲンや鉛などを含まないものに転換するよう検討を求めました。

また、指摘の大半は、工事費の積算の誤りです。浸水対策工事におけるシールドマシンの機械器具損料について、器具の使用台数を誤って計上したため、積算額9,248万円余りが過大なものとなった事例など、過大な積算は、合計で約2億4千万円になります。

また、今回、「工事事務に関するチェック体制」を重点監査事項とし、調査・検証した結果、チェック体制は一定の効果をあげていることが確認できました。

しかし、今回の監査でも積算の誤りが多いこと、各局の取組みに相違があることから、工事事務に関する技術面からのサポート体制の構築等、全庁的な取組を求めました。

次に、都の出資団体や補助金交付団体に対する監査について申し上げます。

監査を実施したのは、出資団体 9 か所及び補助金交付団体 189 か所です。

出資団体のうち、財団法人東京都保健医療公社では、医事業務委託等について同一の業者と長年にわたり特命随意契約を継続しており、契約の公正性、経済性の観点から見直しを求めました。

また、補助金交付団体について見たところ、私立学校や社会福祉施設において補助金の交付額に誤りがあり、返還を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成 18 年度決算について、計数を確認するとともに、予算執行や資

金管理、財産管理の面からも検証しました。その結果、財産に関する調書において、土地で約29万6千平方メートル、建物で約3,600平方メートルの過大登載等の誤りがあり、現在高の把握を適正に行うよう求めました。

このほかに、平成19年は13件の住民監査請求があり、このうち請求が法的要件を満たしている、自動車営業所における事務引継にかかる超過勤務手当の返還を求めた請求など4件について、監査を実施しました。

ここで、監査結果に対する改善状況について申し上げます。

これまで述べてきた監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて目的を達成します。このため、各局には、指摘を受けてどのように改善したかの報告を求めています。過去3年間に行った指摘について見ると、これまでに9割以上が改善されています。

以上、この一年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、組織内部のチェック体制が十分に機能していないために事務処理の誤りが見過ごされたり、業務の実情に

対応した見直しが行われていなかった事例が多いことです。他部所に対する指摘等も他山の石とし、管理者の皆様には、職場の実情に合わせ、業務の標準化や基準の作成に向けた努力や工夫を講じられるよう望みます。

ところで、今年から新たに、監査委員による「トップインタビュー」を行います。業務手順の明確化やチェック体制強化など、内部統制の整備については、組織のトップの認識が肝要です。そこで、各局の事業環境や運営方針について、監査委員が直接、局の幹部職員にインタビューを行い、内部統制の状況を確認することで、監査のさらなる充実に努めて行きます。

最後に、私ども5名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。